

東京都指定文化財保存事業費補助金の概要

1 概要

文化財の管理、保存等のための修理、購入等について、東京都で内容を精査し、補助金を交付する必要性が認められた場合は、東京都文化財保護条例等の規定により、予算の範囲内において以下のとおり補助金を交付します。

(1) 個人・法人（区市町村を除く）が所有する文化財

補助対象経費の50%を基本補助率とし、事業規模、所有者の財政状況等により、補助率を加算し、補助します。

(2) 区市町村が所有する文化財

補助対象経費の50%以内を補助します。

2 補助事業実施の流れ

(1) 事業内容の調査・検討

各区市町村教育委員会文化財保護主管課より、次年度以降の補助事業（修理・購入等）の計画について調査があります。調査結果に基づき、東京都で補助事業の内容を精査します。また、補助事業の内容について調整が必要な場合は、所有者等（補助事業者）・区市町村・東京都の3者で補助事業の内容を検討します。

(2) 申請

調査内容に基づき東京都で補助事業の必要性を検討し、予算の範囲内において補助金交付申請書の提出を所有者等（補助事業者）に依頼します。補助事業者はこの依頼を受け、所定の手続きにより交付申請書を提出します。

(3) 交付決定、事業実施、額の確定、交付

交付申請書に基づき東京都知事が補助金の交付を決定し、交付決定後所有者等（補助事業者）は補助事業を実施します。補助事業完了後、所有者等（補助事業者）は所定の手続きにより補助事業の実績報告書を提出し、東京都は実績報告書を審査の上、補助金を交付します。

| 時期 | 前年度 | | 補助事業実施年度 | | | | |
|------|--------------------------|---------------|----------|---------|----------|------------------|---------|
| | 5月以降 | 3月 | 4月以降 | | | | |
| 事項 | 補助事業計画の調査・検討 | 補助金交付申請書の提出依頼 | 申請書の提出 | 補助金交付決定 | 補助事業実施 | 実績報告 (補助事業完了) | 補助金交付 |
| 実施主体 | 所区市東 有市京 者町都 等村 | 東京 都 | 所有 者等 | 東京 都 | 所有 者等 | 所有 者等 | 東京 都 |

完了日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

3 その他

上記の制度は改正される場合があります。最新の制度については各所管区市町村教育委員会の文化財主管課にお問合せください。